

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南城市は、健康増進に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

南城市長

公表日

令和4年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	<p>当市では健康増進法の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成などの事務を行っている。</p> <p>(健康診査の種類)</p> <p>(1)基本健康診査 (2)胃がん検診 (3)大腸がん検診 (4)肺がん検診(胸部エックス線検査) (5)肺がん検診(喀痰検査) (6)乳がん検診(マンモ2方向) (7)乳がん検診(マンモ1方向) (8)子宮がん検診 (9)肝炎ウイルス検診 (10)骨粗鬆症検診 (11)歯周疾患検診</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム(健康かるて「住民健診」) 2. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第76項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二 102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二 102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 総務部 総務課 行政係 電話:098-917-5378 FAX:098-917-5424 E-mail: soumu@city.nanjo.okinawa.jp
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 市民部 健康増進課 電話:098-917-5324 FAX:098-917-5426 E-mail: kenkou@city.nanjo.okinawa.jp
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月26日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月26日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月17日	5. ②	健康増進課長 宮城 寛志	健康増進課長 森田ゆかり	事後	定期的な人事異動のため。
令和1年6月17日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒901-0695 沖縄県南城市玉城字富里143番地 南城市役所 総務部 総務課 法規係 電話:098-948-7111 FAX:098-948-7149	〒901-1495 沖縄県南城市佐数字新里1870番地 南城市役所 総務部 総務課 行政係 電話:098-917-5378 FAX:098-917-5424	事後	
令和1年6月17日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒901-1204 沖縄県南城市大里字仲間807番地 南城市役所 市民部 健康増進課 保険事業 係 電話:098-946-8987 ファクス:098-946-8997 E-mail:kenkou@city.nanjo.okinawa.jp	〒901-1495 沖縄県南城市佐数字新里1870番地 南城市役所 総務部 総務課 行政係 電話:098-917-5324 FAX:098-917-5426	事後	
令和4年3月10日	1 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	当市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健診受診時の対象可否の判断に利用する。	当市では健康増進法の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成などの事務を行っている。 (健康診査の種類) (1)基本健康診査 (2)胃がん検診 (3)大腸がん検診 (4)肺がん検診(胸部エックス線検査) (5)肺がん検診(喀痰検査) (6)乳がん検診(マンモ2方向) (7)乳がん検診(マンモ1方向) (8)子宮がん検診 (9)肝炎ウイルス検診 (10)骨粗鬆症検診 (11)歯周疾患検診	事前	
令和4年3月10日	3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第76項 並びに健康増進法第4条	番号法第9条第1項、別表第一 第76項	事前	
令和4年3月10日	4情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 並びに健康増進法第19条の4	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 102の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報等を定める命令 第50条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 102の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報等を定める命令 第50条	事前	
令和4年3月10日	5評価実施期間における担当 部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 森田ゆかり	健康増進課長	事前	